

高知赤十字病院薬剤師奨学金返還補助金交付要綱

(目的)

第1条 高知赤十字病院に就職を希望する薬剤師に対して、奨学金返還の一部を補助することで、優秀な薬剤師の確保と支援に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 高知赤十字病院に薬剤師として就職を希望する新卒または既卒の者を対象に次の要件を満たす者とする。

- (1) 大学在籍期間中に独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)等の公的機関の貸与型奨学金を受け、その返済義務がある者で、就職時に35才未満の者とする。
- (2) 臨床の薬剤師として高知赤十字病院に継続して勤務する意欲がある者とする。

(補助額)

第3条 補助額は年間36万円を上限とし、奨学金貸与元に返還する月額以下の補助額を毎月支給する。

- 2 補助額の総額は180万円を上限とする。

(補助期間)

第4条 補助期間は、10年間を限度とする。

(手続)

第5条 補助金を希望する者は、採用試験応募時に高知赤十字病院薬剤師奨学金返還補助制度申請書(様式1)を病院長に提出しなければならない。

(選考者の決定)

第6条 選考は、採用試験及び前条の申請書により行い、採用試験の結果と併せて通知する。

- 2 補助金の交付決定通知を受けた者は薬剤師奨学金返還補助制度に関する誓約書(様式2)を提出しなければならない。

(補助金の支給)

第7条 補助金の支給は、本人名義の給与口座へ年4回3ヶ月分ずつ振り込むものとする。

(補助の停止)

第8条 病欠期間や産前産後休暇及び育児休業の期間が含まれる月は、補助金を停止する

ものとする。

(補助の取り消し)

第9条 補助を受けている者が次の第1号～第3号に該当する場合は、補助を取り消すものとする。

- (1) 補助金の支給を受けることを辞退したとき。
- (2) 高知赤十字病院を退職したとき。
- (3) 病院長が不適切と判断したとき。

(補助金の返還)

第10条 高知赤十字病院において補助を受けた期間の2倍の期間(補助期間を含む)を勤務しなかったときは、補助金総額を一括で返還しなければならない。ただし本人の責に帰すべき事由でない場合、またはやむを得ない事由が認められる場合にはこの限りでない。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附則

この規程は平成31年1月22日から施行する。